

(参照条文)

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（抄）

昭和41年6月30日  
法律第97号

(中小企業者に関する国等の契約の基本方針の作成等)

第4条 国は、毎年度、国等の契約に関し、国等の当該年度の  
予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、中小企業者の受  
注の機会の増大を図るための基本的な方針（以下「基本方針」  
という。）を作成するものとする。

2 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。  
る。

一 中小企業者の受注の機会の増大の意義及び目標に関する  
事項

二 中小企業者の受注の機会の増大のために国等が講ずる措  
置に関する基本的な事項

三 新規中小企業者及び組合の活用に関する基本的な事項

四 前三号に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

- 3 経済産業大臣は、あらかじめ各省各庁の長等（国については各省各庁の長（財政法（昭和22年法律第34号）第20条第2項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）、公庫等については当該公庫等を所管する大臣をいう。以下同じ。）と協議して基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 経済産業大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。